



今年度の国保料が決定

加入者みんなで支え合う「国民健康保険制度」

国民健康保険（国保）は、加入者みんなで保険料を出し合い、病気やけが、出産などに必要な医療費などの給付を行う制度です。

問い合わせ 国保課保険料係（市庁舎1階、☎65・4139、65・4140）

国民健康保険料率が決定

今年度の国民健康保険料率と上限額が決定しました。（表1）
 保険料は、〈1〉医療保険分、〈2〉後期高齢者支援金分、〈3〉介護保険分（40歳以上65歳未満の人のみ）を合計したものです。

表1 今年度の国民健康保険料率と上限額

	令和元年度	今年度	
〈1〉 医療保険分	①所得割	7.54%	7.51%
	②均等割	2万3870円	2万5100円
	③平等割	2万3290円	2万4040円
	上限額	61万円	63万円
〈2〉 後期高齢者 支援金分	①所得割	2.56%	2.70%
	②均等割	7920円	8600円
	③平等割	7730円	8240円
	上限額	19万円	19万円
〈3〉 介護保険分 (40歳以上65歳 未満の人のみ)	①所得割	1.78%	1.79%
	②均等割	8790円	9420円
	③平等割	6240円	6480円
	上限額	16万円	17万円

表2 低所得世帯の軽減割合（今年度以降）

軽減割合	国保加入者数 (旧国保被保険者含む)	国保加入者と 世帯主の前年所得 (旧国保被保険者含む)
7割	何人でも	33万円以下
5割	1人	61万5000円以下
	2人	90万円以下
	3人	118万5000円以下
	1人増えるごとに28万5000円を加算した金額以下	
2割	1人	85万円以下
	2人	137万円以下
	3人	189万円以下
	1人増えるごとに52万円を加算した金額以下	

表3 特別徴収の対象となる世帯の条件

- ①世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満
 - ②世帯主（納付義務者）が国保に加入している
 - ③国民健康保険料を口座振替で納付していない
 - ④世帯主が年額18万円以上の年金※2を受給している
 - ⑤介護保険料と国民健康保険料の1期分の特別徴収額の合計が、1回分の年金受給額の2分の1を超えない
- ◎世帯主が今年度中に75歳になる世帯は特別徴収の対象外となります。
 ※2 特別徴収の対象となる年金は政令で定められています。複数の年金を受給している場合は、受給額の大小ではなく政令の定める順位により対象となる年金を決定します。年金の種類で一番順位が高いのは、「老齢基礎年金」です。

表4 普通徴収から特別徴収へ変更となる時期の目安

世帯主が65歳になる時期	特別徴収へ変更となる時期の目安
令和2年4月3日～令和2年10月2日	令和3年4月
令和2年10月3日～令和2年12月2日	令和3年6月
令和2年12月3日～令和3年2月2日	令和3年8月
令和3年2月3日～令和3年4月2日	令和3年10月

「均等割」、③世帯単位で掛かる「平等割」で構成されています。

低所得世帯は、4月1日の世帯

災害や失業、その他の事由で保険料の納付が著しく困難になった

普通徴収から特別徴収へ世帯主が65歳になり、一定の条

保険料の軽減

※1 前年所得 前年の収入から必要経費（所得税法で定められている公的年金控除額や給与所得控除額など）を差し引いた額で、社会保険料控除、医療費控除、配偶者控除などを差し引く前の額です。遺族年金や障害年金などの非課税の収入は含みません。

保険料の減免など

加入者数には国保（国保組合を除く）から後期高齢者医療制度に移行した「旧国保被保険者」を含みます。4月2日以降に加入した場合は、世帯主が加入した日の加入者数になります。

納め方の変更

年金天引きで納める方法です。世帯内の国保加入者の年齢など、一定の条件すべてに当てはまる世帯のみが対象です。（表3）
 既に口座振替で納めている人は、特別徴収の対象外です。

場合には、一定の基準に該当すると保険料の減免などを受けられる場合がありますので、早めに相談してください。

保険料の納め方は2通り

◆普通徴収

口座振替や納付書により金融機関やコンビニで納める方法です。1年分を6月から翌年3月までの10回に分けて納めます。年度途中に加入した場合は、届け出の翌月からの納付開始となります。

◆特別徴収

年金天引きで納める方法です。世帯内の国保加入者の年齢など、一定の条件すべてに当てはまる世帯のみが対象です。（表3）
 既に口座振替で納めている人は、特別徴収の対象外です。

件に当てはまる場合は、普通徴収から特別徴収に自動的に変更となります。（表3・4）
 国保の加入状況などで、開始時期が異なる場合があります。
 ◆特別徴収から普通徴収（口座振替）へ
 特別徴収で保険料を納めている

世帯でも、申し出により口座振替に変更することができます。希望者は、「被保険者証」「通帳」の口座の届け出印」を持参し、国保課保険料係にお越しください。手続き後、特別徴収の中止には、2〜4カ月程度かかります。

夫婦+子ども2人の4人世帯

計算例 1

夫：41歳、給与所得199万円（給与収入310万円）
 妻：38歳、給与所得55万円（給与収入120万円）
 子ども2人：所得なし

- 軽減判定（表2参照）… 軽減非該当
 夫の給与所得199万円+妻の給与所得55万円=254万円
 4人世帯で軽減判定基準所得が254万円→軽減非該当
- 所得割基礎額 188万円（1000円未満切り捨て）
 夫：給与所得199万円-基礎控除33万円=166万円
 妻：給与所得55万円-基礎控除33万円=22万円

- 〈1〉医療保険分 26万5600円（100円未満切り捨て）
 ①所得割 所得割基礎額188万円×7.51%=14万1188円
 ②均等割 2万5100円×4人=10万400円
 ③平等割 2万4040円
 医療保険分年額 ①+②+③=26万5628円
- 〈2〉後期高齢者支援金分 9万3400円（100円未満切り捨て）
 ①所得割 所得割基礎額188万円×2.70%=5万760円
 ②均等割 8600円×4人=3万4400円
 ③平等割 8240円
 後期高齢者支援金分年額 ①+②+③=9万3400円
- 〈3〉介護保険分（夫のみ該当）4万5600円（100円未満切り捨て）
 ①所得割 所得割基礎額166万円×1.79%=2万9714円
 ②均等割 9420円×1人=9420円
 ③平等割 6480円
 介護保険分年額 ①+②+③=4万5614円

国保料年額 〈1〉+〈2〉+〈3〉=40万4600円

夫婦2人世帯

計算例 2

夫：72歳、年金所得138万円（年金収入258万円）
 妻：70歳、年金所得0円（年金収入90万円）

- 軽減判定（表2参照）… 2割軽減該当
 夫の年金所得138万円-15万円※3+妻の年金所得0円=123万円
 2人世帯で軽減判定基準所得が123万円→2割軽減該当
- ※3 令和2年1月1日時点で65歳以上の年金所得者は、年金所得から15万円を引いた額で軽減判定基準所得を計算します。
- 所得割基礎額 105万円（1000円未満切り捨て）
 夫：年金所得138万円-基礎控除33万円=105万円
 妻：0円

- 〈1〉医療保険分 13万8200円（100円未満切り捨て）
 ①所得割 所得割基礎額105万円×7.51%=7万8855円
 ②均等割 2万5100円×2人=5万200円
 ③平等割 2万4040円
 ④軽減額（2割軽減）(②+③)×0.2=1万4848円
 医療保険分年額 ①+②+③-④=13万8247円
- 〈2〉後期高齢者支援金分 4万8700円（100円未満切り捨て）
 ①所得割 所得割基礎額105万円×2.70%=2万8350円
 ②均等割 8600円×2人=1万7200円
 ③平等割 8240円
 ④軽減額（2割軽減）(②+③)×0.2=5088円
 後期高齢者支援金分年額 ①+②+③-④=4万8702円

国保料年額 〈1〉+〈2〉=18万6900円